

畜産経営の安定に関する法律施行規則の一部を改正する省令案について（概要）

令和 6 年 1 月
農林水産省畜産局

1 改正の趣旨

畜産経営の安定に関する法律（昭和 36 年法律第 183 号）第 10 条第 1 項柱書の指定を受けた生乳流通事業者（以下「指定事業者」という。）は、同法第 14 条に基づき集送乳調整金の交付対象となる一方、同法第 10 条第 1 項第 2 号に、定款等において、畜産経営の安定に関する法律施行規則（昭和 36 年農林省令第 58 号。以下「施行規則」という。）第 19 条に定める正当な理由がある場合を除き、事業を行う地域内で生産される生乳について、受託販売に係る委託又は買取販売に係る売渡しの申出を拒んではない旨が定められていることが、指定の要件として規定されている。

例年、指定事業者は乳業者との交渉を通じて翌年度の生乳の販売先を確保しているが、生乳需給の緩和期に生産者が希望する出荷量が増加する場合等において、これを早期に把握して乳業者との交渉を計画的に行えなければ、販売先の確保が困難となるなど、生乳の安定的な取引に支障を生じるおそれがある。

このため、翌年度に向けて生産者が希望する出荷量を早期に把握することが可能となるよう、施行規則第 19 条について所要の改正を行う。

2 改正の概要

施行規則第 19 条を改正し、正当な理由として、指定事業者が、生乳の取引の安定を図る観点から翌年度の事業を行うための準備に要する期間を勘案して、生乳の委託又は売渡しの申出の期限を定めた場合において、当該期限を経過した後

に申出が行われるケースを追加して規定する。

3 施行期日（予定）

令和 6 年 4 月 1 日